

軽油引取税の免税対象事業者及び用途一覧

◆次に掲げる軽油の引取りについては、対象者及び用途を限って課税免除されます。

（地方税法第144条の6、地方税法施行令第43条の6）

免 税 対 象 者	免 税 用 途
石油化学製品を製造する事業を営む者	①エチレン、プロピレン、ブチレン、ノルマルパラフィン、硝安油剤爆薬、潤滑油、グリース又は印刷インキ用溶剤の原料（ノルマルパラフィンにあっては、ノルマルパラフィンとなる部分に限る。）の用途 ②ポリプロピレンの製造工程における物性改良のためのアモルファスポリマーの粘性低下の用途

▼また、次に掲げる軽油の引取りについては、令和9年3月31日までの措置として対象者及び用途を限って課税免除されます。

（地方税法附則第12条の2の7、地方税法施行令附則第10条の2の2、地方税法施行規則附則第4条の7）

免 税 対 象 者	免 税 用 途
船舶の使用者	船舶（専らレクリエーションの用（レクリエーションに関する事業の用を除く）に供する船舶を除く。）の動力源の用途
自衛隊の使用する機械を管理する者	自衛隊の使用する通信の用に供する機械の電源、公道を走行しない自動車等の動力源の用途
鉄道事業又は軌道事業を営む者、専用の鉄道を設置する者及び専用側線において車両の入換作業を営む者	鉄道又は軌道用車両等（日本貨物鉄道株式会社にあつては、駅（専用側線のために設けられたものを除く。）の構内その他これに類するコンテナ貨物の取扱いを行う場所において専らコンテナ貨物の積卸しの用に供するフォークリフトその他これに類する機械で、道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているもの以外のものを含む。）の動力源の用途
農業又林業を営む者、委託を受けて農作業を行う者、農地の造成又は改良を主たる業務とする者及び素材生産業を営む者	①動力耕うん機その他の耕うん整地用機械、栽培管理用機械、収穫調整用機械、植物繊維用機械及び畜産用機械の動力源 ②製材機、集材機、積込機及び可搬式チップ製造機の動力源
セメント製品製造業（生コンクリート製造業を除く。）を営む者	セメント製品製造業（生コンクリート製造業を除く。）を営む者の事業場内において専らセメント製品又はその原材料の積卸しのために使用するフォークリフトその他これに類する機械で、道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているもの以外のものの動力源の用途
生コンクリート製造業を営む者	生コンクリート製造業を営む者（製造した生コンクリートを事業場外において自ら運搬するものを除く。）の事業場内において専ら骨材の積卸しのために使用するフォークリフトその他これに類する機械で、道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているもの以外のものの動力源の用途
鉱物（岩石及び砂利を含む。）の掘採事業を営む者	削岩機、動力付試すい機並びに鉱物の掘採事業を営む者の事業場（砂利を洗浄する場所を含む。）内において専ら鉱物の掘採、積込み又は運搬のために使用する機械（道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途

免 税 対 象 者	免 税 用 途
とび・土工工事業を営む者	とび・土工・コンクリート工事の工事現場において専らくい打ち、くい抜き、掘削又は運搬のために使用する建設機械（カタピラを有しないもの又は道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途
鉱さいバラス製造業を営む者 （中小事業者等に限る。）	鉱さいバラス製造業を営む者の事業場内において専ら鉱さいの破碎又は鉱さいバラスの集積若しくは積込みのために使用する機械（道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途
港湾運送業を営む者	港湾において専ら港湾運送のために使用されるブルドーザーその他これに類する機械で、道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているもの以外のものの動力源の用途
倉庫業を営む者	倉庫業法第3条の規定による登録を受けて倉庫業を営む者の倉庫において専ら当該倉庫業のために使用するフォークリフトその他これに類する機械で、道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているもの以外のものの動力源の用途
鉄道（軌道を含む。）に係る貨物利用運送事業又は鉄道貨物積卸業を営む者	駅（専用側線のために設けられたものを除く。）の構内において専ら貨物利用運送事業法第2条第6項に規定する貨物利用運送事業のうち同条第4項に規定する鉄道運送事業者の行う貨物の運送に係るもの又は鉄道（軌道を含む。）により運送される貨物の鉄道（軌道を含む。）の車両への積込み若しくは取卸しの事業のために使用するフォークリフトその他これに類する機械で、道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているもの以外のものの動力源の用途
航空運送サービスを営む者	公共の飛行場において専ら航空機への旅客の乗降、航空貨物の積卸し若しくは運搬又は航空機の整備のために使用するパッセンジャーステップ、ベルトローダー、高所作業車その他これらに類する作業用機械で、道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているもの以外のものの動力源の用途
廃棄物処理事業を営む者（産業廃棄物処分業者及び特別管理産業廃棄物処分業者にあたっては、中小企業に限る。）	廃棄物処理事業を営む者が廃棄物の埋立地（廃棄物処理法施行令第3条第3号口の埋立地）内において専ら廃棄物の処分のために使用する機械（道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途
木材加工業を営む者	木材加工業を営む者の事業場内において専ら木材の積卸しのために使用する機械（道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途
木材市場業を営む者	木材市場業を営む者の事業場内において専ら木材の積卸しのために使用する機械（道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途
堆肥製造業を営む者	堆肥製造業を営む者の事業場内において、専ら堆肥の製造工程において使用する機械（道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているものを除く。以下この項において同じ。）又は堆肥若しくはその原材料の積卸し若しくは運搬のために使用する機械の動力源の用途
索道事業を営む者	鉄道事業法第32条の規定による許可を受けて索道事業を営む者のスキー場において専ら当該スキー場の整備のために使用する積雪を圧縮するための特殊な構造を有する装置を備えた機械（道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているものを除く。以下この項において同じ。）又は雪を製造するための装置を備えた機械の動力源の用途